

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	産業創出課	検索番号	1-3
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例	根拠条項	第3条	
許認可等	愛媛県産業技術研究所の使用の許可			
(根拠規定)				
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 (利用の許可) 第3条 公の施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けるものとする。				
愛媛県産業技術研究所使用規則 (使用の許可) 第5条 別表第2に掲げる施設及び別表第3に掲げる機器を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
愛媛県産業技術研究所使用規則 (使用の許可) 第5条 別表第2に掲げる施設及び別表第3に掲げる機器を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 2 別表第2に掲げる施設に係る前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を知事に提出しなければならない。 (1) 別表第2 1の項に掲げる施設 使用日の1年前から3日前まで (2) 別表第2 2の項に掲げる施設 使用開始日の1年前から2月前まで 3 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対して愛媛県産業技術研究所使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、研究所の使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。 4 知事は、第2項に定める期間外に使用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の使用の許可をすることができる。 5 別表第3に掲げる機器等に係る第1項の許可の手続きについては、知事が定める。				
(使用の基準)				
第6条 知事は研究所を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研究所を自由な使用に供せず、又は前条第1項の使用の許可をしないものとする。研究所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。				

- (1) 研究所の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 研究所の施設、機器等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 研究所の職員の指示に従わないとき。

別表第2 (第2条—第5条、第9条、第10条関係)

1	紙産業技術センター研修室 紙産業技術センター控室 紙産業技術センター会議室
2	紙産業技術センター共同研究室

別表第3 (第4条、第5条関係)

技術開発関係	機械金属用機器 電子用機器 化学用機器
食品産業関係 窯業関係	食品加工用機器 焼成窯及び炉 窯業用機器
繊維産業関係 紙産業関係	染織用機器 製紙用機器 紙加工用機器 物理試験用機器 化学試験用機器 研修用機器

愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター共同研究室運営要綱

(使用許可の基準)

第3条 センター長は、次の各号のすべてを満たす場合に共同研究室の使用を許可するものとする。

- (1) 入居協議者が次に掲げる企業等(会社、組合、学術研究機関、個人及びそれらの組織する団体をいう。以下「企業等」という。)のいずれかに該当すること。
 - イ 新たな事業分野又は、既存の事業分野において、積極的に研究開発に取り組む企業等
 - ロ 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等と共同研究を行う企業等
- (2) 入居協議者が行う事業が、紙産業関係分野のうち次に掲げる5分野のいずれかであること。
 - イ 製紙分野
 - ロ 紙加工分野
 - ハ システム分野
 - ニ 周辺分野(薬品など)
 - ホ 環境分野